



トピックス I. 日本とインドとの間の LNG 市場確立に関する協力覚書の締結
II. インドネシアにおける P2P レンディング
コラム シンガポール会社法解説(第 15 回)～会計監査人～

2017 年
11 月号

I. 日本とインドとの間の LNG 市場確立に関する協力覚書の締結

執筆者: 紺野 博靖、桑形 直邦

1. 始めに

日本はインドとの間で、2017 年 10 月 18 日、「流動性の高い柔軟なグローバル LNG 市場確立に関する協力覚書」(以下「日印 LNG 覚書」といいます。)を締結しました。

液化天然ガス(LNG)は過去 40 年で最も拡大しているエネルギー源であり、アジア諸国において輸入が拡大している中、特に日本は世界の LNG 輸入量の 3 分の 1 を占める世界最大の輸入国です¹。また、インドにおいても LNG の輸入が拡大しており、2016 年の LNG 輸入量は日本とインドを合わせて全輸入量の約 4 割を占めています²。従って、両国は、今後の LNG の需要を牽引すると見込まれており、日印両政府は、2016 年 1 月 12 日、「日印エネルギーパートナーシップイニシアティブ」に合意し、LNG については仕向地条項の緩和を通じた柔軟かつ流動的な LNG 市場構築のために協力することを確認していました³。この流れを受けて、インドでは、内閣が 2017 年 10 月 11 日、日印 LNG 覚書の締結を承認した旨を公表しており、日印 LNG 覚書はこれを受けて締結されたもので、これにより柔軟で流動性の高いグローバル LNG 市場の構築を促すことが期待されています。



訴訟弁護士が期日の合間に作業を行うためのグルガオン地方裁判所構内のサテライトオフィス

日印 LNG 覚書の締結と同時に東京で開催された LNG 産消会議において、インドのダルメンドラ・プラダン石油天然ガス大臣は、「透明で柔軟性が高く、効率的かつ競争的な LNG 市場の創設は、産ガス国、消費国の双方が協力していくことができる分

¹ 経済産業省「LNG 市場戦略」(平成 28 年 5 月 2 日)

² BP「Statistical Review of World Energy 2017」

³ <http://www.meti.go.jp/press/2015/01/20160112005/20160112005.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

野。インドは、クリーンなエネルギーとして LNG の利用を促進すべく、2022 年までに年間 5,000 万トン以上の受入能力を整備する計画。昨今の市場環境の変化を踏まえ、産消が協力することで、価格の見直しや仕向地制限、テイクアウト条項などの面でより柔軟な契約形態を作り上げていくべきである。」と述べました⁴。

2022 年までに年間 5,000 万トン以上の受入能力を整備する結果、将来、インドを輸入先とする LNG 売買契約(Sale and Purchase Agreement、SPA)の締結が増えることが考えられます。本稿では、日印 LNG 覚書のポイントに触れた上で、日本において独占禁止法の適用可能性が指摘された仕向地条項について触れることにします。

2. 日印 LNG 覚書のポイント

日印 LNG 覚書のポイントは以下の 4 点となります。

- ① LNG 売買契約の仕向地条項の廃止等による柔軟性向上促進の加速
- ② 透明性の高い LNG 価格指標確立に向けた協力
- ③ 供給途絶時の緊急対応や LNG 供給先の多角化、オープンなガスインフラ促進等のための情報共有
- ④ 輸送最適化やカーゴスワップの促進

このうちインド向けの LNG 売買契約を策定する上で、差し当たり注目すべきは、1 番目の項目の「LNG 売買契約の仕向地条項の廃止等による柔軟性向上促進の加速」になります。

仕向地条項とは、船で運ばれてきた LNG カーゴの揚地(仕向地)を指定し、その変更には売主の同意を要する形で制限する条項を言います。揚地の変更が制限されると買主による第三者への LNG カーゴの転売が困難になり、LNG の流動性が阻害されるという指摘があります。

3. 仕向地条項に関する競争法の問題 — 公正取引委員会の調査報告書 —

日印 LNG 覚書は、LNG の流動性を促進する政策論として「仕向地条項の廃止」を掲げておりますが、日本では政策論に加えて独占禁止法上の法律論として仕向地条項が問題になりました。

公正取引委員会は、2016 年 6 月 28 日に「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」を公表しました⁵。この調査報告書の中で公正取引委員会は、FOB 条件(買主が積地まで LNG カーゴを引き取りに行く責任がある条件)の LNG 売買契約について、以下のように述べています。

- ① 仕向地条項を規定することは独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。
- ② 仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

また、DES 条件(売主が揚地まで LNG カーゴを届ける責任がある条件)の LNG 売買契約について、公正取引委員会は、以下のように述べています。

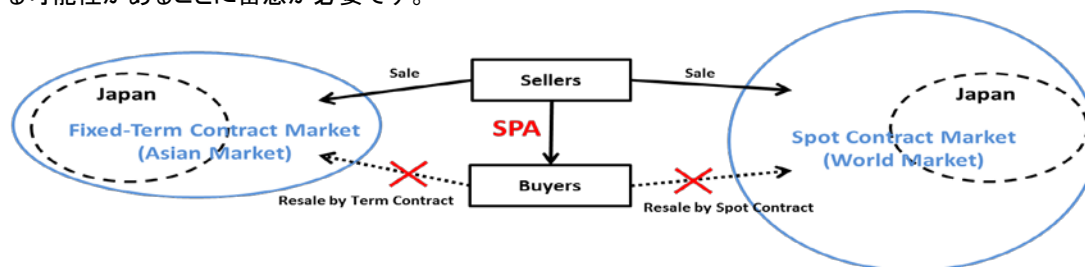
- ① 仕向地条項を規定すること及び仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや一定の必要性・合理性のある条件に定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ② 必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、売主が仕向地変更の同意を拒否する場合、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。
- ③ 仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

公正取引委員会の調査報告書は、LNG 売買契約のうち、一定期間の売買の権利義務を発生させる期間契約の市場の地理的範囲について「アジア」を認定し、スポットの売買の権利義務を発生させるスポット契約の市場の地理的範囲について「世界」を認定しています。したがって、Enforceability などに論点が残っていますが、インド向けの LNG 売買契約に仕向地条項が入っている

⁴ http://lng-conference.org/pdf/20171019004_5.pdf

⁵ http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jun/170628_1.html

結果「アジアの期間契約市場」や「世界のスポット契約市場」への転売を不当に制限する場合には、日本の独占禁止法に抵触する可能性があることに留意が必要です。



4. 終わりに

前記の通り、インドは 2022 年までに年間 5,000 万トン以上の受入能力を整備する計画を有し、日印 LNG 覚書により、日本とインド間の LNG 取引も今後益々活発になることが考えられます。その際、本稿で触れた仕向地条項に関する独占禁止法の議論についても留意する必要があります。

更に、インドには、日本の独占禁止法に相当する 2002 年競争法(the Competition Act, 2002)があります。インド向け LNG 売買契約については、当該 2002 年競争法の適用についても注目する必要があるかもしれません。



このひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.konno@jurists.co.jp

2007 年ニューヨーク州弁護士登録。2014 年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015 年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出向戦略企画室出向(その間、「国際的な LNG 市場の形成可能性の調査(平成 26 年度)」のプロジェクトリーダー)、2017 年エネルギー憲章事務局 LNG プロジェクト TF メンバー、同年経済産業省と EU の LNG 覚書に基づく専門家準備会合メンバー。



くわがた なおくに
桑形 直邦

西村あさひ法律事務所 弁護士

n.kuwagata@jurists.co.jp

弁護士(2004年登録)、ニューヨーク州弁護士(2012年登録)。2014年インドの会計コンサルティングファームに出向。インド案件では近時、コンプライアンス、M&A、倒産手続、各種契約アドバイス、紛争対応などの案件に注力。

II. インドネシアにおける P2P レンディング

執筆者: 吉本 祐介、杉本 清、Luky Walalangi

インドネシアではクレジットカードや銀行口座を保有していない人が多数おり、このような層が金融市場に参加することを可能にするフィンテック事業の開発が進んでいます。フィンテック事業の一つとして、インターネットを介して資金の貸し手と借り手を結びつける Peer-to-Peer(以下「P2P」といいます。)レンディングビジネスがあります。インドネシア金融庁(以下「OJK」といいます。)は、2016 年 12 月 29 日に P2P レンディングに関する規制(情報技術に基づくローン契約に関する OJK 規則 No.77/POJK.01/2016、以下「本規則」といいます。)を制定していましたが、近時本規則に基づくライセンスを取得した企業が増加してきたことから、本稿にて P2P レンディングについて紹介します。

本規則では、P2P レンディングにおける貸し手と借り手を媒介するサービス事業者(以下かかる事業者を「P2P サービス事業者」といいます。)は、2 段階に分けてライセンスを取得することとされています。まず業務開始前に、OJK に事前登録を行います。登録後 1 年以内に P2P 事業許可を申請し、最終的なライセンスを取得します。登録及び P2P 事業許可取得の主な要件は下記の通りです。

- ・ 外国投資の上限は(直接出資・間接出資を問わず)85%(第 3 条第 2 項)
- ・ OJK への登録時に最低 10 億ルピアの払込資本を有すること(第 4 条第 1 項)
- ・ OJK への登録後、3 ヶ月毎に OJK へ報告を行うこと(第 9 条第 1 項)
- ・ P2P 事業許可の取得申請時に最低 25 億ルピアの払込資本を有すること(第 4 条第 3 項)

本規則によると、貸し手には国籍要件はなく外国人又は外国法人であっても貸し手となれますが(第 16 条)、借り手はインドネシアに居住するインドネシア国民又はインドネシア法人である必要があります(第 15 条)。また、個別の借り手に対する最大融資額は 20 億ルピア(約 16 万米ドル)とされています(第 6 条第 2 項)。さらに、本規則によると少なくとも①貸し手と P2P サービス事業者との間の契約及び②貸し手と借り手との間の契約の 2 種類の契約が締結される必要があります(第 18 条)。かかる契約書において規定が必要な事項が本規則に定められており、たとえば、(i)ローン金額、金利、各当事者の権利義務及び紛争解決方法は必要的記載事項であり、また(ii)電子フォーム上で電子サイン方式により署名される必要があります(第 19 条、第 20 条)。

P2P サービス事業者は以下の行為を行うことが禁止されています(第 43 条)。

- ・ 本規則に定められていない活動を行うこと(同条 a)
- ・ 貸し手又は借り手となること(同条 b)
- ・ いかなる形態においても他者の債務の保証行為を行うこと(同条 c)
- ・ 債券を発行すること(同条 d)
- ・ 貸し手又は借り手に対する推奨を行うこと(同条 e)
- ・ 真実に反し又は誤解を生じさせ得る情報を公表すること(同条 f)
- ・ 借り手又は貸し手の同意なく私的なコミュニケーションルートによりサービス提供を行うこと(同条 g)
- ・ 訴訟提起その他の請求に関する費用を貸し手又は借り手に請求すること(同条 h)

その他の P2P サービス事業者課される義務としては、以下のようなものがあります。

- ・ 情報技術分野のバックグラウンドを有する従業員を有すること(第 14 条第 1 項)
- ・ 金融サービス事業に 1 年以上従事した経験を有する者が、取締役及びコミサリスにそれぞれ最低 1 名ずつ就任していること(第 14 条第 2 項)
- ・ 貸し手に対して資金の使用状況に関して、借り手に対して借入状況に関して、それぞれ情報アクセス権を与えること(第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項)
- ・ エスクロー口座を保有するとともに、貸し手それぞれに対してバーチャル口座(振込専用の仮想の口座)を割り当てること(借り手は P2P サービス事業者のエスクロー口座を通じて貸し手のバーチャル口座に弁済する。)(第 24 条)

なお、既存の P2P サービス事業者の株式を取得する場合の留意点として、P2P サービス事業者の株主構成のいかなる変動についても OJK の事前同意が必要とされていることから、かかる同意取得のリードタイムを考慮する必要があります。



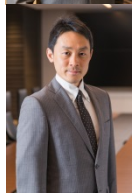
よしもと ゆうすけ

吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.yoshimoto@jurists.co.jp

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出などを幅広く手掛ける。



すぎもと きよし

杉本 清

西村あさひ法律事務所 弁護士

ki.sugimoto@jurists.co.jp

2006 年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて 1 年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014 年弁護士登録、西村あさひ法律事務所入所。



Luky Walangi

Walangi & Partners 弁護士

インドネシアの Walangi & Partners 法律事務所のマネージング・パートナー。インドネシアの大手法律事務所を通算 17 年間、バンキング、ファイナンスおよび M&A 担当パートナーとして 10 年間の勤務経験を有する。インドネシアにおける M&A、一般企業法務、プロジェクトファイナンス、不動産その他の分野において多彩な経験を有する。

シンガポール会社法解説(第15回)～会計監査人～

今回は、シンガポール会社法上の会計監査人(Auditor)の概要について解説します。

1. 会計監査人の機能

シンガポールの会社法上、会計監査人は、大きく2つの機能を有しています。1つは財務諸表等について会計監査を実施し、監査報告書を作成することで、もう1つは会計監査の過程で発見した会社法の違反について当局(ACRA)に報告することになります。

日本の監査役と異なり、シンガポールの会計監査人は業務監査を実施することはありません。そのため、シンガポール会社法では、日本の監査役のように、取締役の業務執行を監督するための機関は設けられていません。もっとも、上記の通り、会計監査人は、違法行為がある場合には、直接当局に報告しなければならないという義務を負っており、その限度で、取締役の業務執行の適法性を確保する効果が期待されています。

2. 会計監査人の選任及び解任

シンガポールの会社は、会計監査人の選任が免除されていない限り、設立後3ヶ月以内に、法令の要件を満たす会計士、会計事務所又は監査法人を会計監査人として選任しなければなりません。会計監査人の任期は、会社設立直後の場合には最初の定時株主総会まで、それ以降は当該定時株主総会から次回の定時株主総会まで、となります。

会計監査人を解任するためには、慎重な手続・実体要件を満たす必要があります。具体的には、まず、通常の株主総会招集通知期間よりも長い特別通知(開催日の28日前の通知)により株主総会を開催する必要があります。また、株主総会を開催するための特別通知及び会計監査人の解任について、当局に対しても送付・通知しなければなりません。さらに、会計監査人の解任自体は普通決議によって決定されますが、当該総会において次の会計監査人を選任する場合には、75%以上の賛成が必要となる特別決議の方法によらなければなりません。他方、会計監査人を解任した株主総会から20日以降30日以内に延期された株主総会において新たな会計監査人を選任する場合には、普通決議で足りります。

もっとも、例えば日本の親会社の100%子会社であるシンガポールの会社の場合には、特別通知を省略し、書面決議で会計監査人を解任することができます。但し、当局への通知は省略できない点に留意する必要があります。

3. 会計監査人による監査の免除等

(1) 小会社

以下のいずれか2つ以上の要件を満たす会社は、小会社に該当し、その子会社で作成した財務諸表等については会計監査人による監査を受ける義務が免除されることになります。但し、当該会社が会計基準上の他の会社のグループに属している場合には、そのグループ会社の数値も合算して判断する必要がある点に留意する必要があります。なお、グループ会社には、海外の会社も含まれます。

- ①年間売上高が1,000万シンガポールドル以下
- ②総資産が1,000万シンガポールドル以下
- ③従業員数が50名以下

(2) 休眠会社

以下の要件を満たす休眠会社は、財務諸表等の作成義務自体が免除されます(そのため、会計監査人の監査も行われません)。

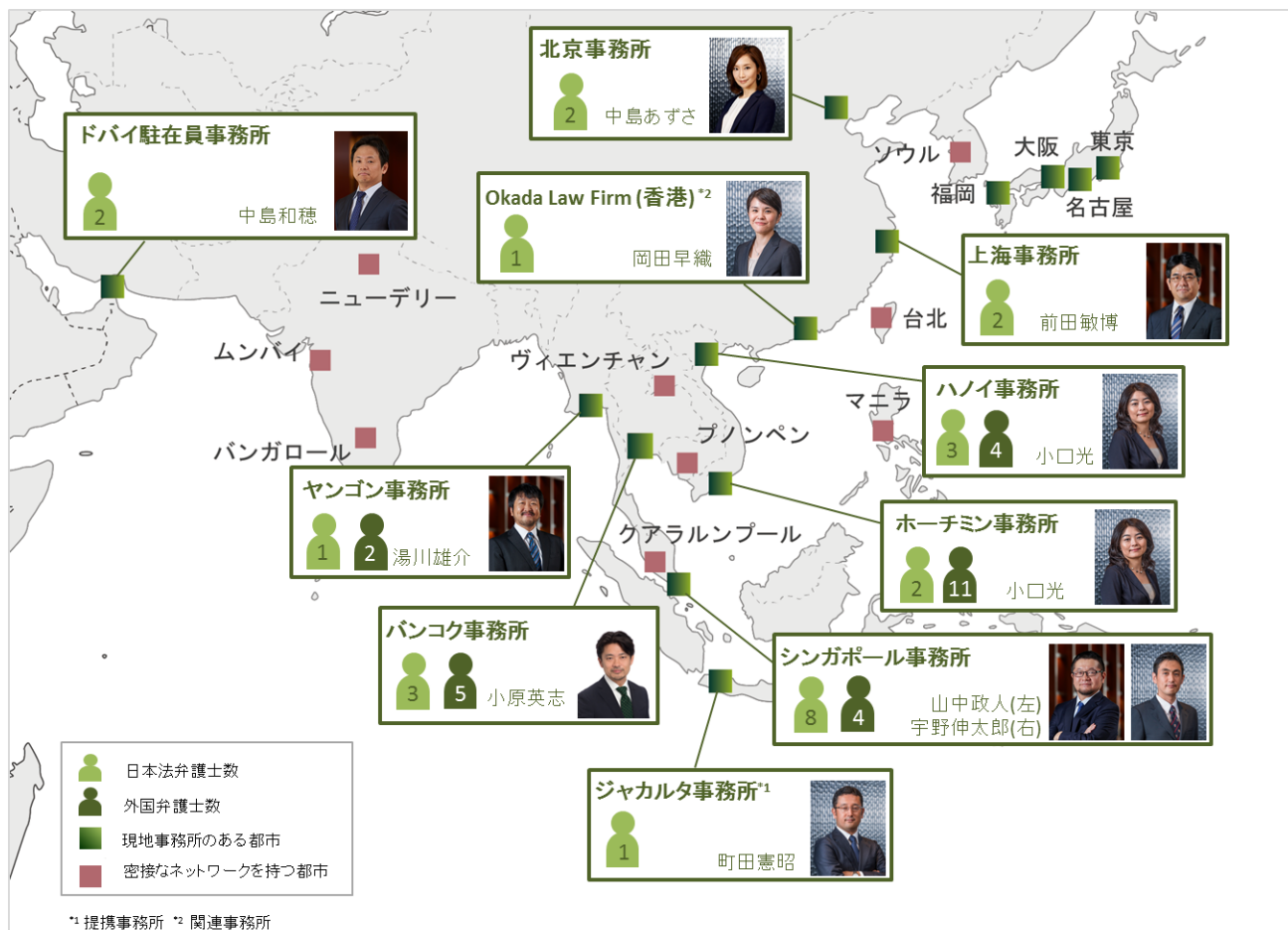
- ①上場会社又は上場会社の子会社ではないこと
- ②当該会計年途中の総資産が50万シンガポールドル以下であること
- ③会社設立当初から、又は前会計年度末から休眠状態にあり、かつ取締役会が休眠状態にあること等を記載した書面を当局に提出していること

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



<p>バンコク事務所 Tel: +66-2-168-8228 E-mail: info_bangkok@jurists.jp</p> <p>小原英志(代表)、ジラポン・スリワット、アティターン・ポン・ウワンノ、紺田哲司、下向智子、アピンヤーン・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン、ウォラチェート・ウォンナラティワット</p>	<p>北京事務所 Tel: +86-10-8588-8600 E-mail: info_beijing@jurists.jp</p> <p>中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)</p>	<p>上海事務所 Tel: +86-21-6171-3748 E-mail: info_shanghai@jurists.jp</p> <p>前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)</p>	<p>ドバイ駐在員事務所 Tel: +971-4-253-3646 E-mail: info_dubai@jurists.jp</p> <p>中島和穂(代表)、森下真生(駐在代表)</p>
<p>ハノイ事務所 Tel: +84-24-3946-0870 E-mail: info_hanoi@jurists.jp</p> <p>小口光、武藤司郎、廣澤太郎、井坂直子、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トウアン・アン、グエン・トウイー・チャン、グエン・ティ・ハー・トウ</p>	<p>ホーチミン事務所 Tel: +84-28-3821-4432 E-mail: info_hcmc@jurists.jp</p> <p>小口光、ヴレ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミレス、グエン・ダン・ミン、グエン・ティ・ミン・フォン、グエン・ティ・タン・チャム、タン・リンカーン</p>	<p>シンガポール事務所 Tel: +65-6922-7670 E-mail: info_singapore@jurists.jp</p> <p>山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、イカング・ダーヤント、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、高山陽太郎、シャロン・リム、ナターシャ・アマリア・セバヤン、ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ</p>	<p>ジャカルタ事務所^{*1} Tel: +62-21-2933-3617 E-mail: info_jakarta@jurists.jp</p> <p>町田憲昭</p>
<p>ヤンゴン事務所 Tel: +95-1-382632 E-mail: info_yangon@jurists.jp</p> <p>湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン、シャイン・ミヤット・キン</p>	<p>Okada Law Firm (香港)^{*2} Tel: +852-2336-8586 E-mail: s_okada@jurists.co.jp</p> <p>岡田早織</p>		

^{*1} 提携事務所 ^{*2} 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。